

平成 28 年 8 月 1 日  
神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 熊本地震による後期高齢者医療一部負担金免除証明書の送付について（お知らせ）

日ごろより後期高齢者医療制度へのご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、神奈川県の後期高齢者医療制度にご加入の方で下記に該当する方は、医療機関等を受診する際に保険証と「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」を提示することで、窓口での一部負担金（1割又は3割負担）が免除されていますが、以下のとおり有効期限を延長した証明書を対象の方々にお送りしましたのでお知らせいたします。

### 1 一部負担金の免除期間が延長となる方及び延長後の期限

熊本地震により、住家の全半壊、全半焼等の被災をした方及び主たる生計維持者が死亡等をした方  
※被災後、他市町村へ転出した方を含みます。

有効期限：平成 29 年 2 月 28 日まで

### 2 「後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」発行の今後の取扱いについて

平成 29 年 3 月 1 日以降の免除証明書の取り扱いについては、詳細が決まり次第、お知らせします。

問い合わせ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局  
給付課 給付係 Tel 045(440)6705